

## 第151回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成17年8月3日(水) 午後2時00分～4時00分
2. 場 所 (財)福井原子力センター 2階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
  - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成16年度 第4・四半期分)
  - (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成16年度 第4・四半期分)
  - (3) 発電所の運転および建設状況(平成17年3月～8月)
  - (4) 美浜発電所3号機事故に関するその後の対応について
5. 配付資料 別紙のとおり
6. 議事概要

### ○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成16年度 第4・四半期分)  
[県 原子力環境監視センター 吉岡所長より説明]
- (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成16年度 第4・四半期分)  
[県 水産試験場 伊藤場長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況(平成17年3月～8月)  
[県 原子力安全対策課より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・もんじゅの原子炉設置許可処分の無効について、最高裁において名古屋高裁の原判決を破棄して、控訴を棄却する判決があったということは事実であるが、6月28日に私たちは、この判決が極めて不当な判決だということで再審請求をしているので、現時点では最高裁の判決が確定していないという解釈を私は持っているが、県はどのように考えているのか。
- ・10年間も停止している「もんじゅ」が、まともに動くのかどうか非常に大きな関心を持っている。県としては、「もんじゅ」の運転再開については、どのような考え方なのか。
- ・今年11月に美浜町で行われる国民保護法に基づく訓練は、どのような計画で行うのか。このような訓練をすることにより、かえって地域住民は原子力発電所は危険であると、再度認識することになりかねない。
- ・高浜発電所3号機の中性子束検出器の紛失について、放射性物質を扱う原子力発電所にとっては、致命的なことであると思う。発電所を含めて電力会社の取組みが甘いのではないかと。県は、検出器が見つかるまで運転を認めるべきではなかったのではないかと。
- ・県は、安全協定の改定を行ったが、紳士協定であるから、敦賀発電所の3件の通報遅れについても、事業者が頭を下げて終わりである。安全協定については、法的な担保が必要であると考えているが、県は国に対して、どのような働きかけをしているのか。

(県：筑後安全環境部長)

- ・「もんじゅ」の最高裁判決であるが、最高裁に再審請求が出されているのは承知しているが、5月30日に最高裁で判決が出されており、判決は確定している。
- ・「もんじゅ」の改造工事については、安全確保やエネルギー政策における明確な位置づけなど、これまで国や事業者に対し要請してきた事項が具体的に、かつ確実に実行されるよう、一つひとつ確認していくという姿勢は変わっていない。
- ・国民保護法に基づく訓練の内容については、はっきりしていない。美浜町の意向も

確認しながら、どのような訓練内容とすべきか、今後、国と詰めていきたいと思う。

- ・中性子束検出器の紛失については、事業者に対し厳重に注意した。また、管理体制にあいまいな部分があったが、事業者は再発防止対策を周知徹底し、管理方法を改善するということであり、事業者の判断で運転を再開したものである。
- ・日本原子力発電の通報遅れについては、異常事象の判断を日本原子力発電自身で行った結果、通報が遅れたということであったことから、事象が起きたときは自社で判断せず、国や県へ報告するように申し上げた。また、その後、同じような事例があったが、再度、日本原子力発電に対して厳重に注意した。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・「もんじゅ」の最高裁判決が確定したとのことだが、最高裁で再審請求が取り上げられた場合、再審を行うことになるので、現時点において確定はしていないと考えるかどうか。

(県：筑後安全環境部長)

- ・現段階において、最高裁は再審請求について判断を下していないので、確定と申し上げた。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・法的には、再審請求をした段階で確定していないということではないのか。確定したと簡単に言う状況ではない。

(飯島副知事)

- ・最高裁判決が下されているので、行政訴訟手続き上は確定であると認識している。
- ・再審請求の定義であるが、現確定判決の訴訟手続きに重大な瑕疵があったことや、

その判決の基礎たる資料に異常な欠点があったことを理由として、その判決の遡及的取消しおよび再判決を求める訴えということであるので、法的には原判決は確定しているということである。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・安全協定に対する法的な担保が必要であるという意見については、どのような考え  
方なのか。

(県：森阪原子力安全対策課長)

- ・現在の枠組みでは原子力発電所の管理は国が一元的に責任を持っているが、その中  
で、県としては安全協定を電力事業者と締結して、県民の立場に立った安全管理を  
している。
- ・電力事業者に対しては、立地自治体への通報をきちんと位置付けていただきたいと  
いう要請をしているところである。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・法的な担保がないと単なる紳士協定ということで、蹴られたら終わりである。安全  
協定に反した行為に対して罰則をもうけるという姿勢が必要ではないか。

(県：筑後安全環境部長)

- ・今回の改定では、地元の意見も組み入れ、労働者の安全確保対策等を盛り込むなど、  
立地市町の首長と詰めて改定しているわけである。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・知事が運転を止めるといっても、国がノーと言えばそれで終わりではないか。

(県：筑後安全環境部長)

- ・今回の安全協定の改定において、停止要請を加えた。停止を決定するのは、国または事業者であるが、県および立地市町としても事象によっては、停止要請を行えるようにした。

#### ○議題説明

(4) 美浜発電所3号機タービン建屋での死傷事故に関するその後の対応について

[関西電力株式会社 藤谷副事業本部長と岩根原子力保全改革推進室長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・86年のサリ一原発2号機で、美浜3号機と同じような配管破断事故が発生した後、国が各電力会社に調査指示をした際、関西電力は定期検査で点検しているので大丈夫であるという報告をしているが、実際、何も見ていなかったということではないか。関西電力は書くことは上手であるが、実際はどうなんだということを私たちは心配している。
- ・人事を見ても、社長は交代したが、前社長は取締役で残っている。一番肝心の会長はそのままである。1年たったら辞めるといえるが、少なくとも会長、社長は辞めて、人事の刷新をするのが、体制を一新する元になるのではないかと思う。社員は、一番トップの人事がどうなるかということを見ているのではないか。
- ・関西電力の事故後の対応について、当面は定期検査の準備作業を運転停止してから実施するということであるが、当面ではなく、今後は運転を停止してから実施することになぜしないのか。県からも強く要請してほしい。
- ・美浜3号機事故に関する原子力安全・保安院の中間報告では、通常運転中でもター

ビン建屋に入域するので、定期検査準備として入るのも問題ないと書かれているが、最終報告には何も記載がない。少なくとも、通常運転中に2, 3名の監視要員が入ると、350名もの定期検査作業員が入るのは異なるのではないか。また、関西電力自身が何人の作業員が入っているか管理していない。こんなやり方を容認していることは納得できない。原点にかえて運転を停止してから定期検査の準備作業を開始するというにすることで、県民も安心できるのではないか。

- ・資料No. 4-2 の4ページの実施項目 18-2 のところで、(2次系配管肉厚管理システムの充実として)「当社による主体的管理の実施」と書いてあるが、若干増やした要員でできるのか。
- ・2次系配管管理について、減肉現象が起こりやすい箇所とそうでない箇所の点検を頻度を変えて行う方法が機械学会の方で再検討されているが、管理が簡素化される方向に向かっていくのではないかという心配を持っている。
- ・協力会社の意見も十分吸い上げる、できるだけ協力会社との話し合いをやっていくとのことであるが、膝詰め対話を行い意見を吸い上げて対応することはナンセンスである。それよりも、下請けが本当にものが言えるような体制に直していくことが大切である。

(関西電力：岩根原子力保全改革推進室長)

- ・サリ一原発の件に関してであるが、美浜3号機の事故において、配管の点検リストから抜けていたのは事実である。我々は反省しなくてはいけない。対策として、2次系配管については、全数を点検することとしている。
- ・水平展開の力が弱かったのではないかとということで、トラブル事例を専門的に分析する情報管理専任者を配置した。また、メーカーと情報を共有する仕組みを新たに作り、他社で起こったトラブルをどう自社に展開するか検討を行う仕組みを作るといった、水平展開力を強化する取組みを実施している。
- ・当社による2次系配管の主体的管理の話であるが、配管の肉厚測定に関しては、専門の測定会社にお願ひする。我々の行っていることは、点検リストを整備し、点検計画をたてて、実際の工事に立会い、その中身を評価するという。これらの作

業は、今の時点でも行っている。

- ・ 減肉の関係であるが、資料No.4-1の参考において、従来よりも余裕を持って点検し、余裕を持って取替える必要があると考えており、以前の管理であると、点検をして余寿命2年未満で肉厚測定をしたり、取替えを計画するということがあったが、新しい管理では、5年未満になれば点検をして、取替えることとした。高経年化プラントについては、10年未満になれば、点検をし、減肉傾向があれば取替える管理を強化している。
- ・ 膝詰め対話をやっているのは現場の社員を対象に行っている。協力会社とも対話が重要と考えており、発電所や定期検査の長期工事のワーキングの中にも入っていた。行動計画についても、協力会社に説明に行き、意見を伺い反映している。我々自身が協力会社とパートナーシップという観点で、我々自身の努力にもかかっている。
- ・ 準備作業は現在中止しているが、運転中プラントのリスク評価と労働安全マネジメントシステムとして、実際作業をするにあたりどれだけリスクがあるのかについて、分析評価しているところである。今後は、分析評価の結果について、専門家や協力会社のご意見を伺う予定である。

(関西電力：藤谷副事業本部長)

- ・ サリー発電所の反映について、サリー発電所の事故の発生を受けて、調査を実施し、管理指針を定めた。その管理指針に基づいて点検を実施している中で、今回の事故の原因となったリスト漏れがあったことについては反省している。
- ・ 今回の対策では、最初の計画をしっかりと立てる、あるいは変更があった場合にはしっかりと改善していくといったことを行っていける仕組みにかえた。
- ・ 膝詰め対話については、これまでの協力会社との関係の中で押し付け的な部分はあったと思うが、一緒に働ける職場環境にしていきたいと思う。

(県：筑後安全環境部長)

- ・ 運転を停止してから定期検査の準備作業を開始することについては、県は安全・安心を重視して行われることが重要と考えており、最終的に事業者が判断することであると考えている。

(原子力安全・保安院：前田地域原子力安全統括管理官)

- ・ 運転中にパトロールでタービン建屋に入ると、定期検査の準備作業で大勢の作業員がタービン建屋に入ることは異なるのではないかという意見について、リスクを考えた安全管理の考え方はあるかもしれないが、人が入るということを前提とした配管肉厚管理を行うことについては変わりがない。
- ・ 2次系配管の管理が簡素化されていくのではないかという意見であったが、現在、機械学会において、減肉管理の規格を検討中であり、原子力安全・保安院としては、規定に最新の知見を取り入れ、合理的な規制を行うことを基本としている。

(福井県漁協女性部連合協議会：水上理事)

- ・ 今日、さまざまな議論を聞くことにより、しっかりと学ぶことができた。
- ・ 女性の中には、まだ原子力発電所は危険なものという認識を持っている方が多いと思うので、安全安心な地域であるようにつれぐれもお願いしたい。